十八　平成十三年総務省告示第七百十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

表一二の項を次のように改める。

一二	削除

表二〇の項から二四の項までを削る。

十九　平成十三年総務省告示第七百七十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表四の項を次のように改める。

四	削除

二十　平成十五年総務省告示第二十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二七の項を次のように改める。

二七	削除

第一項の表三一の項を次のように改める。

三一	削除

第一項の表三三の項を次のように改める。

三三	削除

第一項の表四〇の項を次のように改める。

四〇	削除

第一項の表四二の項から四六の項までを次のように改める。

四二	削除
四三	削除
四四	削除
四五	削除
四六	削除

第一項の表六一の項から六三の項までを次のように改める。

六一	削除
六二	削除
六三	削除

第一項の表六六の項を次のように改める。

六六	削除

第一項の表七三の項を次のように改める。

七三	削除

第一項の表八九の項を次のように改める。

八九	削除

第一項の表九一の項を次のように改める。

九一	削除

第一項の表一一三の項及び一一四の項を次のように改める。

一一三	削除
一一四	削除

第一項の表一一七の項を次のように改める。

一一七	削除

第一項の表一二七の項を次のように改める。

一二七	削除

第一項の表一五八の項から一六八の項までを削る。

第二項の表七の項を次のように改める。

七	削除

第二項の表八の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改め、同表二三の項を次のように改める。

二三	削除

第二項の表二四の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改め、同表二五の項を次のように改める。

二五	削除

第二項の表二六の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改める。

二十一　平成十五年総務省告示第七百十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二〇の項から二二の項までを次のように改める。

二〇	削除
二一	削除
二二	削除

二十二　平成十六年総務省告示第三百四十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二〇の項を次のように改める。

二〇	削除

二十三　平成十六年総務省告示第九百四十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一〇の項及び一一の項を次のように改める。

一〇	削除
一一	削除